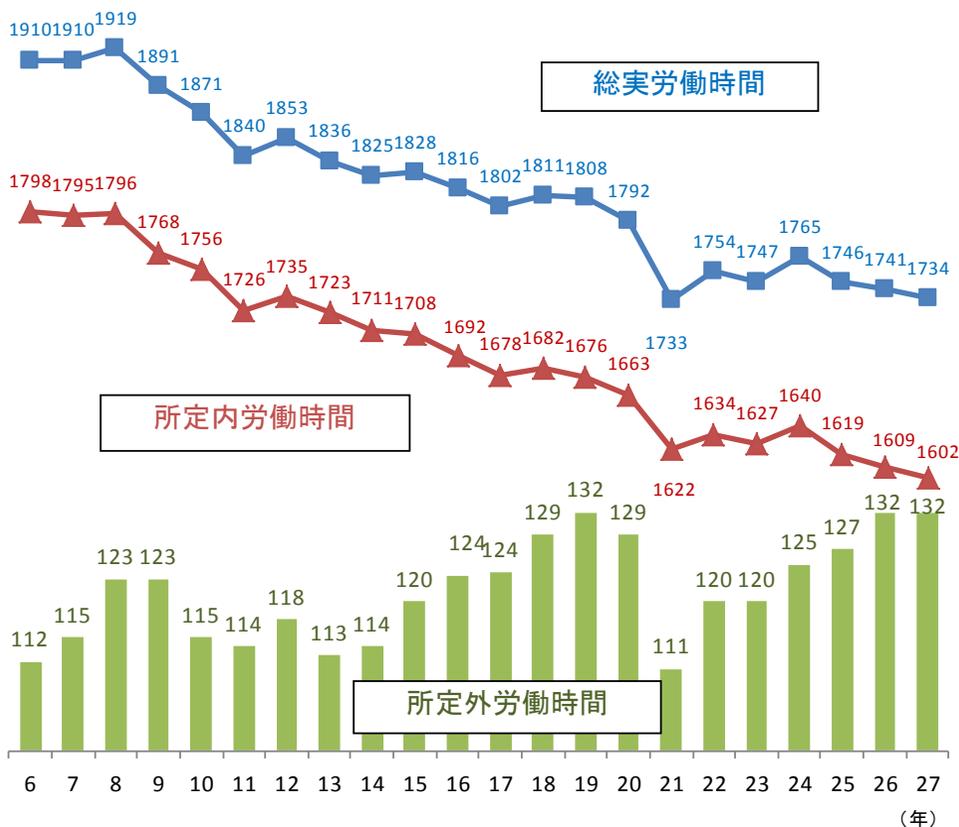


我が国における時間外労働の現状 ①年間総実労働時間

年間総実労働時間は減少傾向で推移しているが、これは一般労働者（パートタイム労働者以外の者）についてほぼ横ばいで推移するなかで、平成8年頃からパートタイム労働者比率が高まったこと等がその要因と考えられる。

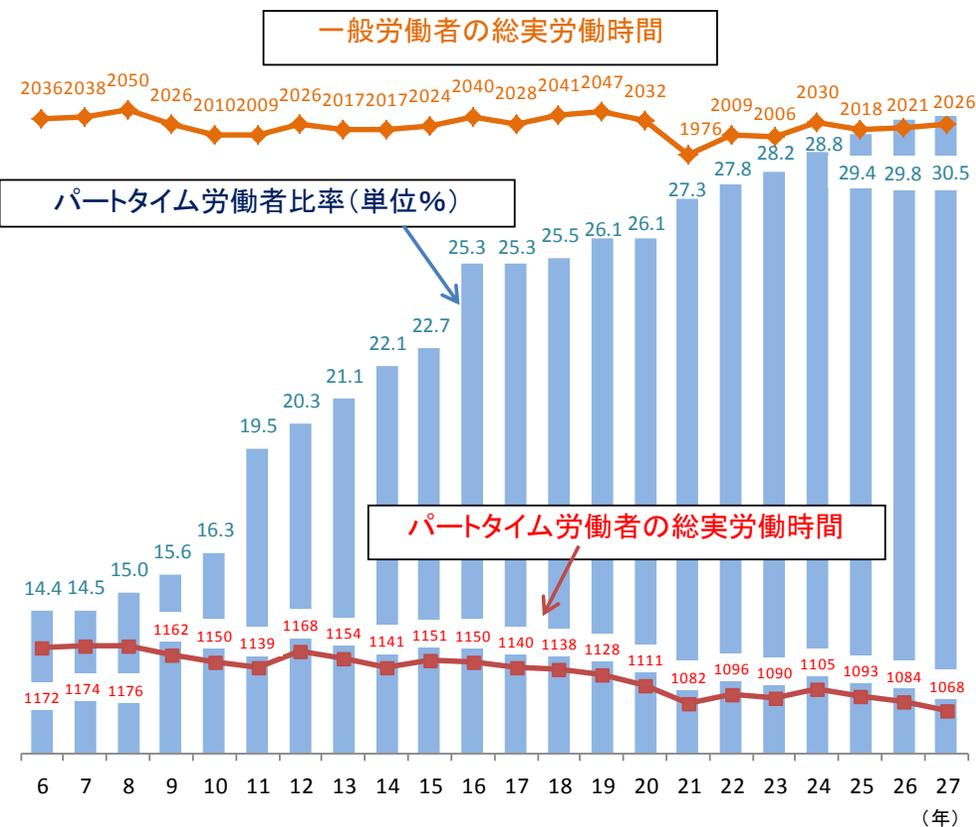
なお、平成21年には、前年秋の金融危機の影響で製造業を中心に所定内・所定外労働時間がともに大幅に減少したが、その後、総実労働時間は1700時間台半ばで推移している。

年間総実労働時間の推移（パートタイム労働者を含む）



（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」
（注）事業所規模5人以上

就業形態別年間総実労働時間及びパートタイム労働者比率の推移

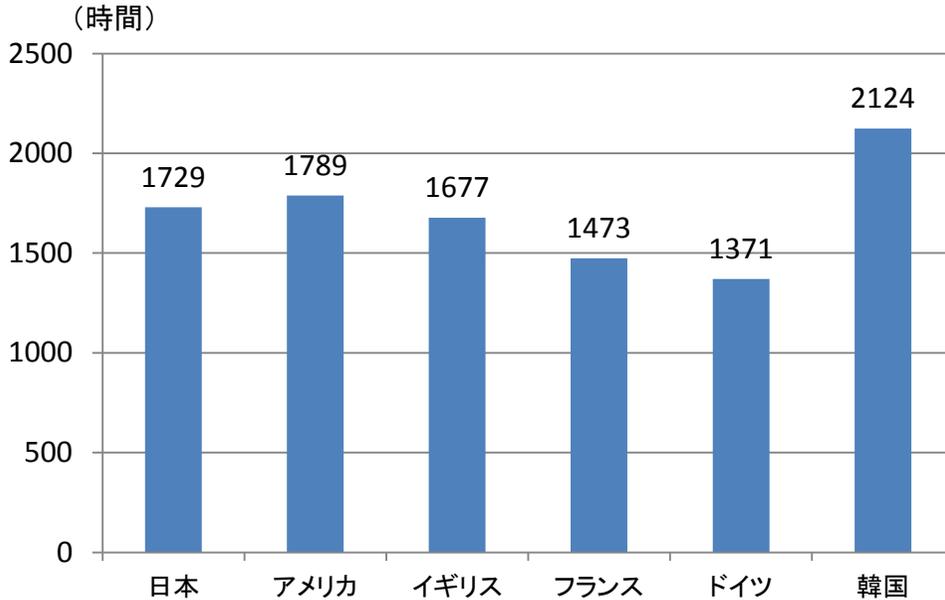


（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」
（注）事業所規模5人以上

我が国における時間外労働の現状 ②年平均労働時間と長時間労働者の各国比較

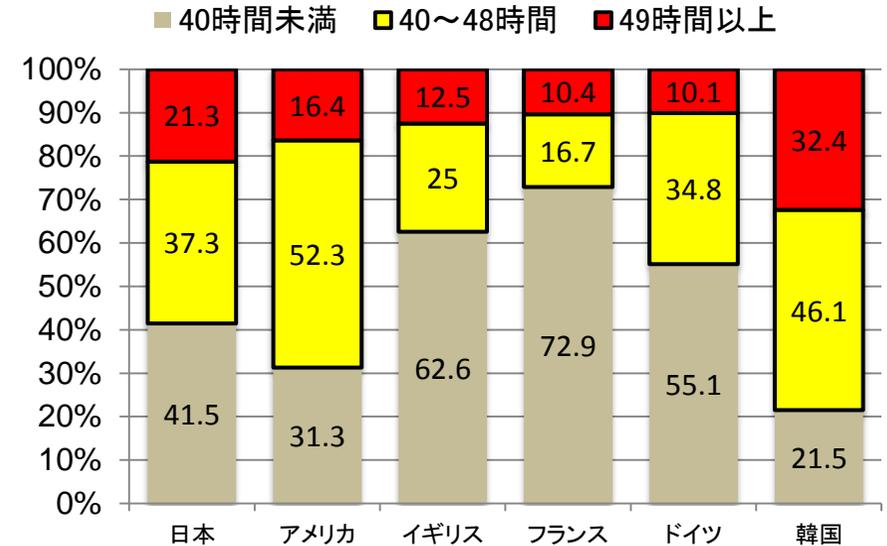
- 日本は欧州諸国と比較して、年平均労働時間が長い。
- また、時間外労働(40時間/週以上)者の構成割合が高く、特に49時間/週以上働いている労働者の割合が高い。

○年平均労働時間



(資料出所)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2016」

○長時間労働者の構成比(週当たりの労働時間)



(資料出所)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2016」
ILO「ILOSTAT Database」

<事務局注>

※ 年平均労働時間は、2014年の各国の就業者一人当たりの年間労働時間を示す。

<事務局注>

※ 長時間労働者の構成比については、2014年の各国の就業者一人当たりの週労働時間に基づく(アメリカのみ2013年)。データは、ILO「ILOSTAT Database」(日本は総務省「労働力調査」)による。

※ 端数処理のため、計100%とはならない(日本、イギリス)。 2

我が国における時間外労働の現状 ③週労働時間別雇用者等の推移

週の労働時間が60時間以上の者の割合は、全体では近年低下傾向で推移し、1割弱となっているが、30代男性では16.0%と、以前より低下したものの高水準で推移している。

	平成16年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
週60時間以上の者	639万人	490万人	474万人	464万人	450万人
	12.2%	9.1%	8.8%	8.5%	8.2%
週35時間以上 週60時間未満の者	3354万人	3412万人	3327万人	3284万人	3358万人
	64.0%	63.7%	61.6%	60.5%	61.3%
週35時間未満の者	1237万人	1436万人	1568万人	1651万人	1634万人
	23.6%	26.8%	29.0%	30.4%	29.9%
合 計	5243万人	5359万人	5399万人	5432万人	5474万人

30代男性で週労働時間60時間以上の者

	平成16年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
30代男性で週60 時間以上の者	200万人	144万人	135万人 (124万人)	126万人 (115万人)	115万人 (105万人)
	23.8%	18.2%	17.6% (17.2%)	17.0% (16.5)%	16.0% (15.6)%

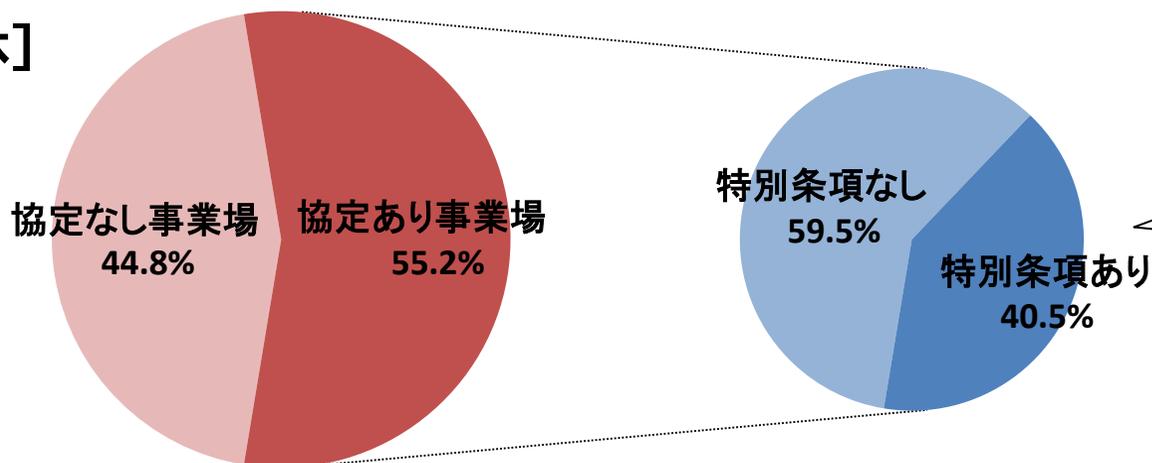
※ 資料出所：総務省「労働力調査」

※ 上の表は雇用者についてのもの。ただし、「30代男性で週労働時間60時間以上の者」については、雇用者だけでなく自営業主と家族従業者を含んだ数値により作成。なお、平成25年以降の括弧内については、雇用者のみの数値により作成。

我が国における時間外労働の現状 ④特別条項付き36協定を締結している事業場の割合

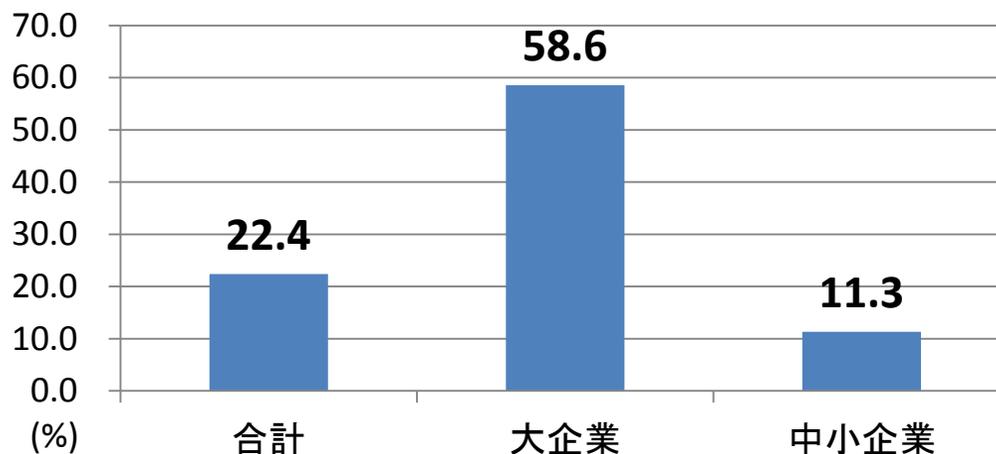
- 36協定を締結している事業場割合は、55.2%。また、特別条項付きの協定を締結している割合は全体の22.4%。
- 特別条項付きの協定は大企業が多く締結している。

[全体]



特別条項付きの協定を締結しているのは、全体の**22.4%**

[企業規模別：特別条項付き協定の締結割合]



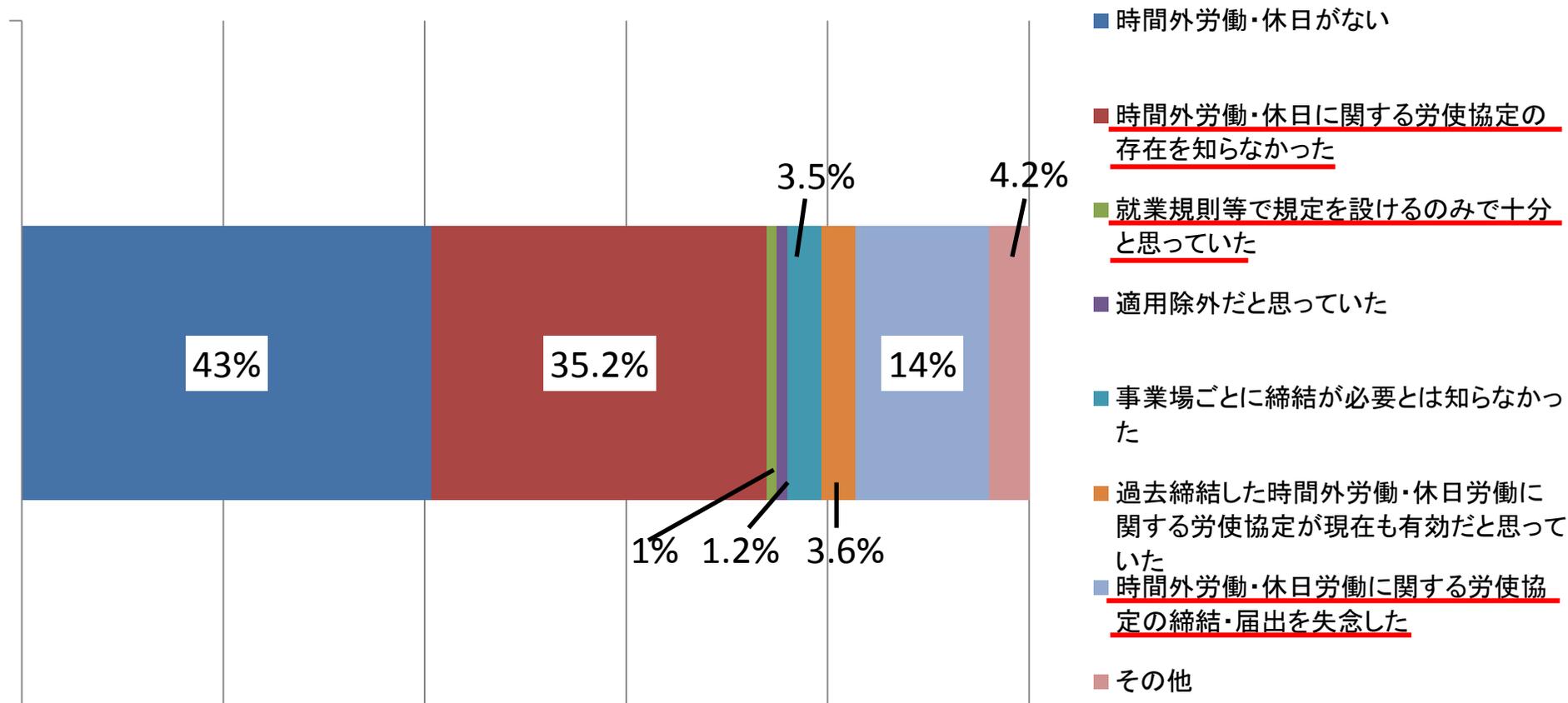
(出典)厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

(注1)「中小企業」とは、「常時使用する労働者が300人以下」などの企業

(注2)「大企業」か「中小企業」かは、調査対象の事業場が属している企業の規模に応じて分類

我が国における時間外労働の現状 ⑤36協定を締結していない理由

- 36協定を締結していない事業場が締結していない理由をみると、「時間外労働・休日労働がない」が43.0%と一番多かった。
- 一方、「時間外労働・休日労働に関する労使協定の存在を知らなかった」(35.2%)、「時間外労働・休日労働に関する労使協定の締結・届出を失念した」(14.0%)、「就業規則等で規定を設けるのみで十分と思っていた」(1.0%)等も見られた。



我が国における時間外労働の現状 ⑥36協定における延長時間の状況

延長時間の定めのある事業場の通常の実延長時間は、ほぼ100%が限度基準告示における限度時間(1月45時間、1年360時間等)の範囲内に収まっている。

時間外労働に関する労使協定において1か月の延長時間の定めがある事業場の1か月の延長時間(一般労働者)

	計	45時間以下									45時間超	平均 (時間:分)
		10時間以下	10時間超15時間以下	15時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超45時間未満	45時間		
合計	99.1%	0.7%	1.2%	1.9%	1.5%	6.6%	1.1%	8.8%	7.2%	70.0%	1.1%	42:18
大企業	99.0%	0.2%	0.6%	0.4%	1.4%	5.1%	1.1%	9.4%	5.9%	74.9%	1.0%	43:11
中小企業	99.1%	1.1%	1.7%	3.1%	1.6%	7.8%	1.0%	8.3%	8.1%	66.3%	0.9%	41:38

時間外労働に関する労使協定において1年の延長時間の定めがある事業場の1年の延長時間(一般労働者)

	計	360時間以下								360時間超	平均 (時間:分)
		100時間以下	100時間超150時間以下	150時間超200時間以下	200時間超250時間以下	250時間超300時間以下	300時間超330時間以下	330時間超360時間未満	360時間		
合計	98.6%	1.1%	2.7%	1.9%	3.1%	4.5%	8.5%	0.3%	76.5%	1.4%	343:56
大企業	98.6%	0.4%	1.8%	1.6%	1.7%	3.8%	7.2%	0.2%	81.8%	1.4%	349:55
中小企業	98.6%	1.6%	3.5%	2.1%	4.2%	5.1%	9.5%	0.4%	72.1%	1.3%	338:56

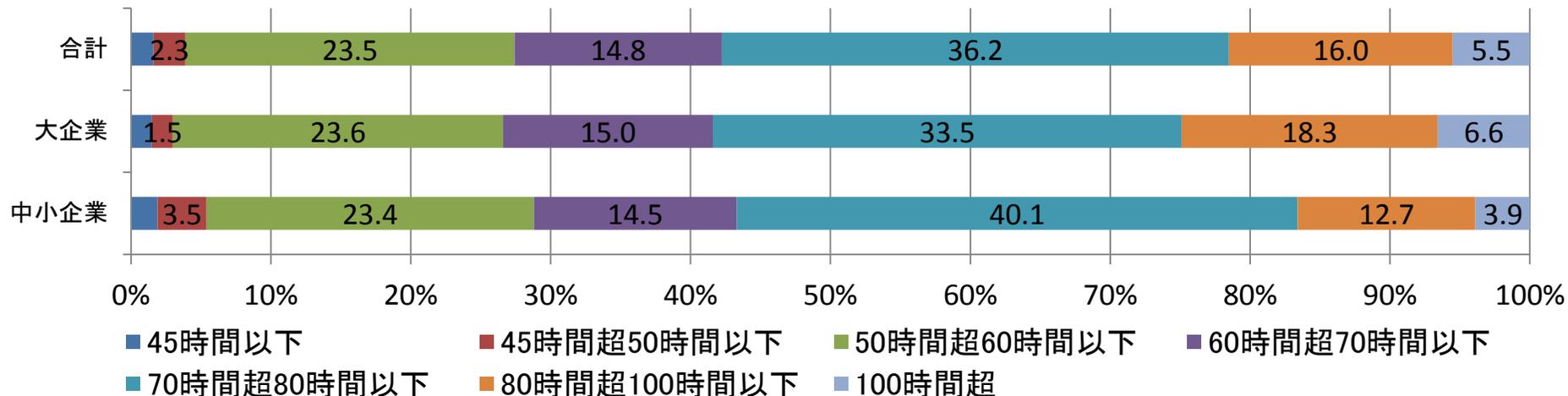
(出典)厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

(注1)「中小企業」とは、「常時使用する労働者が300人以下」などの企業

(注2)「大企業」か「中小企業」かは、調査対象の事業場が属している企業の規模に応じて分類

我が国における時間外労働の現状 ⑦36協定における特別延長時間（特別条項）の状況

【1か月の特別延長時間の分布（特別条項がある事業場、企業規模別）】



【特別延長時間の状況（全事業場）】

	特別条項付き36協定を締結している事業場の割合						
	うち1か月の特別延長時間が45時間超の割合						うち100時間超の割合
	うち50時間超の割合						
	うち60時間超の割合						
	うち70時間超の割合						
	うち80時間超の割合						
	うち90時間超の割合						
	うち100時間超の割合						
合計	22.4%	22.0%	21.5%	16.2%	12.9%	4.8%	1.2%
大企業	58.6%	57.7%	56.8%	43.0%	34.2%	14.6%	3.9%
中小企業	11.3%	11.1%	10.7%	8.0%	6.4%	1.9%	0.4%

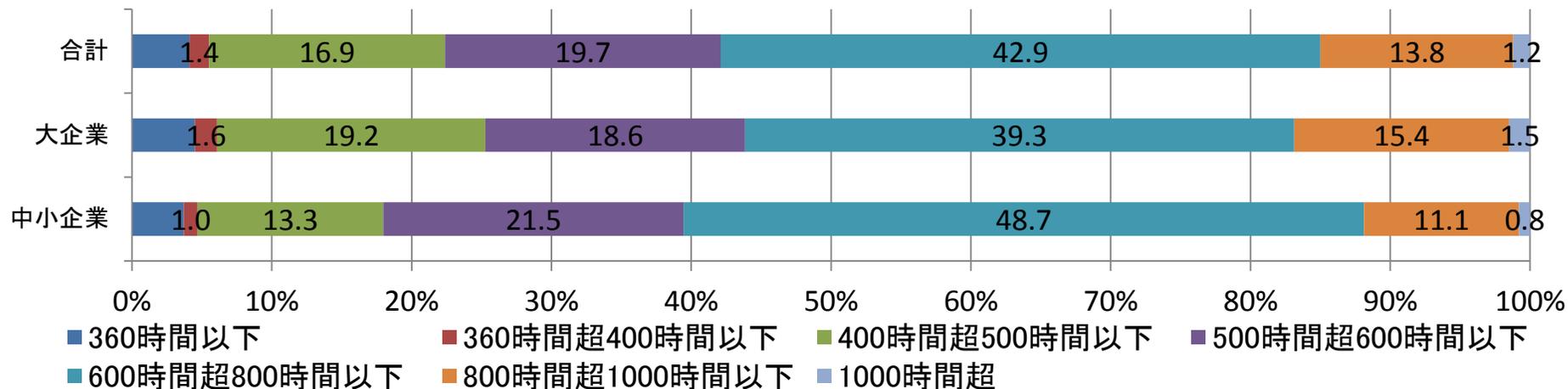
(出典)厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

(注1)「中小企業」とは、「常時使用する労働者が300人以下」などの企業

(注2)「大企業」か「中小企業」かは、調査対象の事業場が属している企業の規模に応じて分類

我が国における時間外労働の現状 ⑧36協定における特別延長時間（特別条項）の状況

【1年の特別延長時間の分布（特別条項がある事業場、企業規模別）】



【特別延長時間の状況（全事業場）】

	特別条項付き36協定を締結している事業場の割合						
	うち1年の特別延長時間が360時間超の割合						うち1000時間超の割合
	うち400時間超の割合						
	うち500時間超の割合						
	うち600時間超の割合						
	うち800時間超の割合						
	うち1000時間超の割合						
	企業規模	特別条項付き36協定を締結している事業場の割合	うち1年の特別延長時間が360時間超の割合	うち400時間超の割合	うち500時間超の割合	うち600時間超の割合	
合計	22.4%	21.5%	21.2%	17.4%	13.0%	3.4%	0.3%
大企業	58.6%	56.0%	55.1%	43.8%	32.9%	9.9%	0.9%
中小企業	11.3%	1.09%	10.8%	9.3%	6.8%	1.3%	0.1%

(出典) 厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

(注1) 「中小企業」とは、「常時使用する労働者が300人以下」などの企業

(注2) 「大企業」か「中小企業」かは、調査対象の事業場が属している企業の規模に応じて分類

36協定に特別条項がある企業において、「特別の事情」の理由を見ると、80時間超・100時間超ともに「納期のひっ迫」が多い傾向にある。

[80時間超]

	予算、決算業務	業務の繁忙 (ボーナス商戦など)	納期のひっ迫	大規模なクレーム への対応	機械のトラブルへ の対応	その他	総計
製造業	9.2%	1.4%	64.1%	2.7%	3.0%	19.6%	100.0%
建設業	8.5%	0.0%	49.6%	1.5%	4.1%	36.2%	100.0%
運輸交通業	11.9%	3.0%	32.0%	1.3%	0.6%	51.2%	100.0%
貨物取扱業	9.7%	11.1%	35.7%	5.3%	0.5%	37.7%	100.0%
商業	22.1%	4.5%	31.8%	3.8%	1.1%	36.7%	100.0%
教育・研究業	8.2%	0.0%	56.4%	2.7%	1.8%	30.9%	100.0%
保健衛生業	5.0%	0.0%	15.0%	1.3%	5.0%	73.8%	100.0%
接客娯楽業	16.4%	2.6%	13.8%	3.5%	0.0%	63.7%	100.0%
総計	12.0%	2.6%	45.6%	2.8%	2.1%	35.1%	100.0%

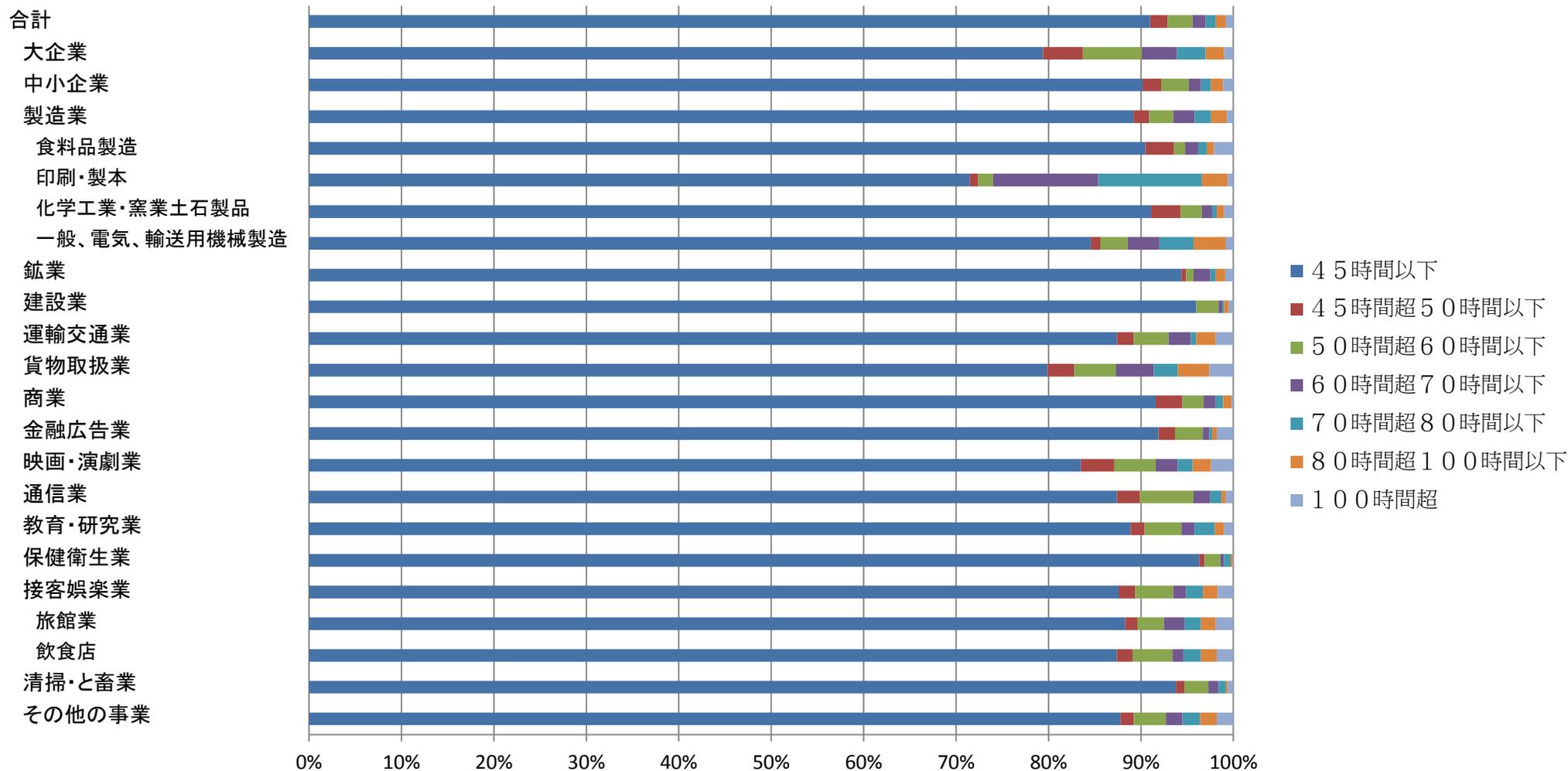
N=3,598

[100時間超]

	予算、決算業務	業務の繁忙 (ボーナス商戦など)	納期のひっ迫	大規模なクレーム への対応	機械のトラブルへ の対応	その他	総計
製造業	9.0%	0.6%	60.3%	2.9%	2.3%	24.8%	100.0%
建設業	5.6%	0.0%	46.3%	0.6%	4.9%	42.6%	100.0%
運輸交通業	5.2%	1.9%	23.7%	0.9%	0.0%	68.2%	100.0%
貨物取扱業	3.9%	9.8%	39.2%	3.9%	2.0%	41.2%	100.0%
商業	39.1%	12.4%	24.3%	3.6%	0.0%	20.7%	100.0%
教育・研究業	15.0%	0.0%	50.0%	5.0%	2.5%	27.5%	100.0%
保健衛生業	0.0%	0.0%	15.0%	0.0%	10.0%	75.0%	100.0%
接客娯楽業	4.1%	4.1%	9.5%	1.4%	0.0%	81.1%	100.0%
総計	12.0%	3.3%	39.5%	2.2%	1.9%	41.1%	100.0%

N=1,070

(注)平成28年3月1～11日に労働基準監督署に届け出られた36協定について、サンプル数が多いものから抽出



(出典)厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

(注1)「中小企業」とは、「常時使用する労働者が300人以下」などの企業

(注2)「大企業」か「中小企業」かは、調査対象の事業場が属している企業の規模に応じて分類

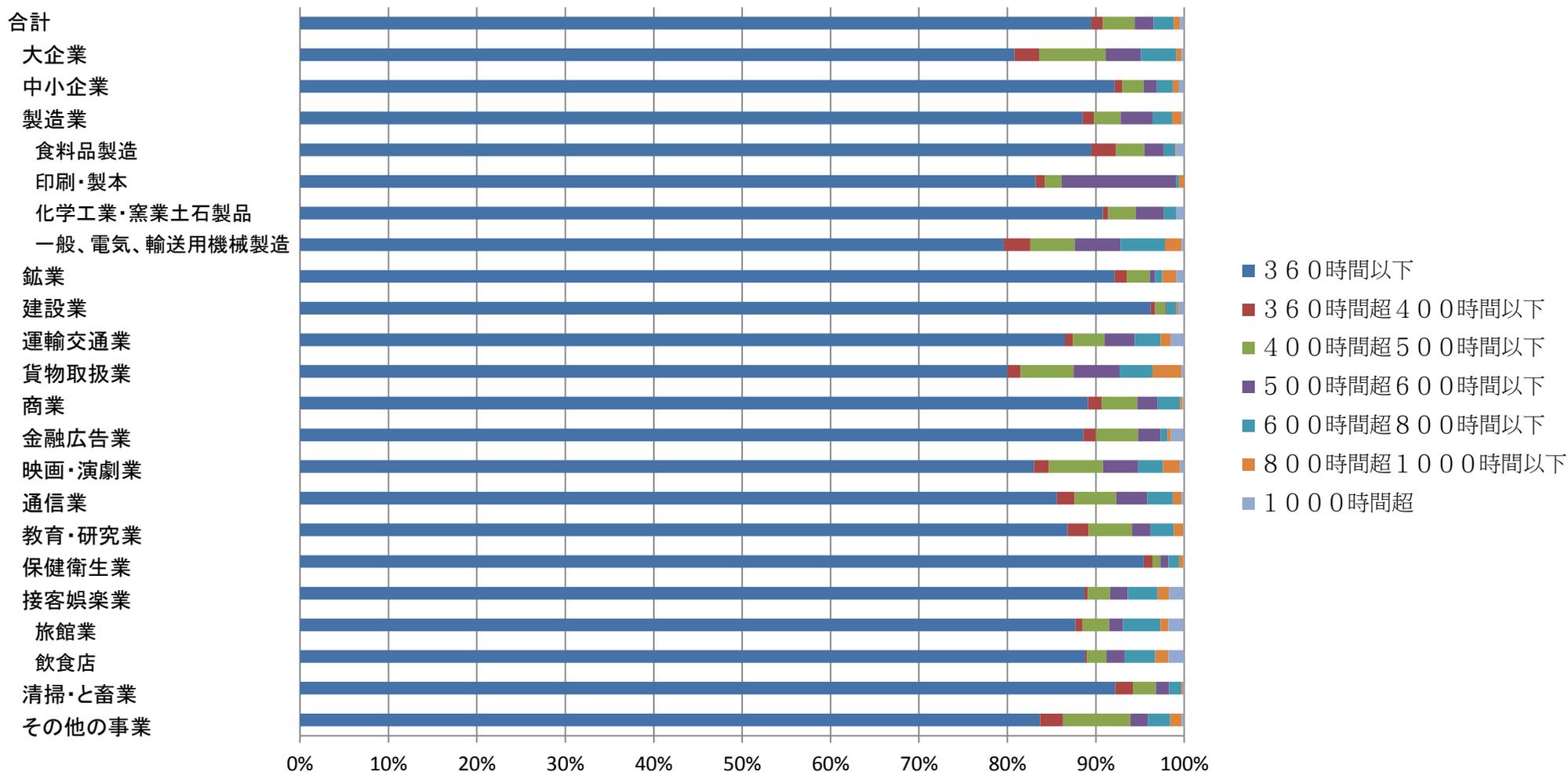
我が国における時間外労働の現状 ⑩1か月の法定時間外労働の実績（最長の者、事業場割合）

	合計	大企業	中小企業	製造業	食料品製造	印刷・製本	品	窯業・土石製	化学工業・	製造	輸送用機械	一般、電気、	鉱業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業	金融・広告業	映画・演劇業	通信業	教育・研究業	保険衛生業	接客娯楽業	旅館業	飲食店	清掃・畜業	その他の事業
1か月の法定時間外労働（一般、最長の者）が45時間超の事業場の割合	9.0%	20.6%	9.8%	10.8%	9.5%	28.5%	8.9%	15.4%	5.6%	4.0%	12.6%	20.1%	8.4%	8.1%	16.5%	12.6%	11.1%	3.7%	12.4%	11.7%	12.6%	6.2%	12.2%				
うち50時間超の事業場の割合	7.1%	16.3%	7.8%	9.1%	6.4%	27.6%	5.7%	14.4%	5.1%	4.0%	10.8%	17.2%	5.5%	6.3%	12.9%	10.1%	9.6%	3.1%	10.6%	10.4%	10.9%	5.3%	10.8%				
うち60時間超の事業場の割合	4.4%	9.9%	4.8%	6.5%	5.2%	26.0%	3.4%	11.4%	4.3%	1.6%	7.0%	12.7%	3.2%	3.3%	8.4%	4.3%	5.6%	1.4%	6.5%	7.5%	6.6%	2.7%	7.3%				
うち70時間超の事業場の割合	3.0%	6.1%	3.5%	4.2%	3.8%	14.6%	2.3%	8.0%	2.5%	1.2%	4.6%	8.6%	1.9%	2.6%	6.0%	2.5%	4.2%	1.0%	5.1%	5.3%	5.4%	1.6%	5.5%				
うち80時間超の事業場の割合	1.9%	3.0%	2.4%	2.4%	2.9%	3.4%	1.8%	4.3%	1.9%	1.0%	4.0%	6.0%	1.1%	2.3%	4.4%	1.3%	2.0%	0.3%	3.3%	3.5%	3.5%	0.8%	3.6%				
うち100時間超の事業場の割合	0.8%	1.0%	1.1%	0.7%	2.1%	0.6%	1.0%	0.8%	0.9%	0.5%	1.9%	2.6%	0.2%	1.8%	2.4%	0.8%	1.0%	0.1%	1.7%	1.9%	1.8%	0.6%	1.8%				

（出典）厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

（注1）「中小企業」とは、「常時使用する労働者が300人以下」などの企業

（注2）「大企業」か「中小企業」かは、調査対象の事業場が属している企業の規模に応じて分類



(出典)厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

(注1)「中小企業」とは、「常時使用する労働者が300人以下」などの企業

(注2)「大企業」か「中小企業」かは、調査対象の事業場が属している企業の規模に応じて分類

我が国における時間外労働の現状 ⑪1年間の法定時間外労働の実績（最長の者、事業場割合）

	合計	大企業	中小企業	製造業	食料品製造	印刷・製本	窯業・土石製品	化学工業・製造	輸送用機械	一般・電気	鉱業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業	金融広告業	映画・演劇業	通信業	教育・研究業	保健衛生業	接客娯楽業	旅館業	飲食店	清掃・と畜業	その他の事業
1年間の法定時間外労働（一般、最長の者）が360時間超の事業場の割合	10.5%	19.2%	7.9%	11.5%	10.5%	16.8%	9.2%	20.4%	7.9%	3.8%	13.5%	20.0%	10.9%	11.4%	17.0%	14.4%	13.2%	4.6%	11.3%	12.3%	11.2%	7.8%	16.3%		
うち400時間超の事業場の割合	9.2%	16.4%	7.0%	10.2%	7.7%	15.8%	8.6%	17.4%	6.5%	3.3%	12.6%	18.5%	9.3%	10.0%	15.3%	12.4%	10.8%	3.6%	10.9%	11.5%	11.0%	5.8%	13.7%		
うち500時間超の事業場の割合	5.6%	8.9%	4.6%	7.2%	4.5%	13.9%	5.5%	12.4%	3.9%	2.1%	9.0%	12.5%	5.3%	5.2%	9.2%	7.7%	5.9%	2.7%	8.4%	8.5%	8.8%	3.2%	6.1%		
うち600時間超の事業場の割合	3.5%	4.9%	3.1%	3.6%	2.3%	0.9%	2.3%	7.2%	3.3%	2.0%	5.6%	7.3%	3.0%	2.7%	5.2%	4.2%	3.8%	1.8%	6.4%	6.9%	6.7%	1.7%	4.1%		
うち800時間超の事業場の割合	1.2%	0.9%	1.3%	1.4%	1.0%	0.6%	0.9%	2.2%	2.5%	0.9%	2.7%	3.6%	0.5%	1.9%	2.4%	1.3%	1.2%	0.6%	3.0%	2.7%	3.3%	0.3%	1.6%		
うち1000時間超の事業場の割合	0.5%	0.3%	0.6%	0.3%	0.9%	0.0%	0.9%	0.3%	0.9%	0.7%	1.5%	0.3%	0.2%	1.5%	0.5%	0.3%	0.1%	0.1%	1.7%	1.8%	1.8%	0.1%	0.3%		

（出典）厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

（注1）「中小企業」とは、「常時使用する労働者が300人以下」などの企業

（注2）「大企業」か「中小企業」かは、調査対象の事業場が属している企業の規模に応じて分類

我が国における時間外労働の現状 ⑫1週間の労働時間の実績（職種別雇用者割合）

職種別のすべての雇用者（年間就業日数200日以上・正規職員）について、1週間の労働時間の実績を見ると、医師・自動車運転従事者などで高い値となっている。

	合計	管理的職業従事者	専門的・技術的職業従事者	研究者	医師（歯科医師、獣医師を除く）	教員	事務従事者	販売従事者	サービス職業従事者	生活衛生サービス職業従事者	飲食調理従事者	保安職業従事者	農林漁業従事者	生産工程従事者	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	建設・採掘従事者	運搬・清掃・包装等従事者	分類不能の職業
1週間の労働時間が43時間未満の雇用者の割合	36.1 %	43.9 %	34.7 %	36.4 %	19.3 %	27.9 %	49.7 %	27.0 %	37.9 %	17.5 %	25.7 %	35.4 %	25.1 %	34.6 %	20.5 %	14.1 %	19.7 %	36.8 %	33.9 %
1週間の労働時間が43～48時間の雇用者の割合	28.5 %	22.8 %	28.9 %	32.4 %	16.8 %	21.2 %	27.2 %	27.5 %	24.7 %	20.9 %	19.9 %	24.7 %	30.0 %	32.3 %	24.5 %	20.8 %	36.5 %	29.1 %	27.2 %
1週間の労働時間が49～59時間の雇用者の割合	21.0 %	19.6 %	22.4 %	19.3 %	22.1 %	27.1 %	15.9 %	25.3 %	18.5 %	26.2 %	19.3 %	21.0 %	25.9 %	22.5 %	23.6 %	24.7 %	26.6 %	18.9 %	18.9 %
1週間の労働時間が60時間超の雇用者の割合	14.0 %	13.3 %	13.7 %	11.2 %	41.8 %	23.6 %	7.1 %	20.0 %	18.3 %	35.1 %	34.4 %	18.5 %	18.7 %	10.4 %	30.8 %	39.9 %	16.9 %	15.0 %	17.2 %

- 特別条項付三六協定で定める特別延長時間が長いほど、時間外労働の実績（平均時間）も長くなっている。
- 特別条項付三六協定で定める特別延長時間と比べれば、時間外労働の実績が、短い事業場が多くなっており、保険的に特別延長時間を長く設定していることが窺える。

特別条項付き時間外労働に関する労使協定において定める特別延長時間別の法定時間外労働の実績

○ 1箇月について（一般労働者）（最長の者）

事業場割合（％）

法定時間外労働の実績		45時間以下								45時間超						平均 （時 間： 分）		
		計	10時 間以 下	10時 間超 15時 間以 下	15時 間超 20時 間以 下	20時 間超 25時 間以 下	25時 間超 30時 間以 下	30時 間超 35時 間以 下	35時 間超 40時 間以 下	40時 間超 45時 間以 下	45時 間超 50時 間以 下	50時 間超 60時 間以 下	60時 間超 70時 間以 下	70時 間超 80時 間以 下	80時 間超 100時 間以 下		100時 間超	
1箇月の特別延長時間	合計	100.0	77.4	19.9	6.2	6.9	9.8	9.3	6.6	9.6	9.0	4.9	6.6	3.5	3.1	2.8	1.8	32:25
	45時間超50時間以下	(2.3)	91.6	29.3	2.1	1.3	9.9	25.6	4.2	3.2	15.9	1.6	5.1	0.3	1.1	0.1	0.1	24:13
	50時間超60時間以下	(23.5)	88.8	22.2	8.9	9.1	12.9	10.4	8.0	8.8	8.6	2.5	4.2	0.6	0.5	3.0	0.5	26:26
	60時間超70時間以下	(14.8)	78.3	18.0	8.5	6.2	15.0	9.1	5.8	8.1	7.6	4.0	8.3	5.2	1.3	1.6	1.3	31:19
	70時間超80時間以下	(36.2)	71.5	23.3	3.7	7.9	5.8	8.2	6.6	7.2	8.8	7.5	5.2	4.6	5.1	2.8	3.3	34:27
	80時間超100時間以下	(16.0)	73.4	15.0	1.4	2.4	13.0	11.1	6.7	12.8	11.2	4.3	9.0	3.8	4.7	3.6	1.1	36:47
	100時間超	(5.5)	70.6	8.4	14.7	7.1	0.5	4.1	4.8	22.0	8.9	2.1	11.8	5.4	3.0	4.8	2.3	38:48

注1）括弧内の数値は、特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1箇月の特別延長時間の定めがある事業場の1箇月の特別延長時間別の事業場割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表18）

注2）1箇月の特別延長時間について「45時間以下」の事業場もあるが極めて少数（定めがあるうちの1.6%）であるため、割愛した。

特別条項付き時間外労働に関する労使協定において定める特別延長時間別の法定時間外労働の実績

○1年について（一般労働者）（最長の者）

事業場割合（％）

法定時間外労働の実績		360時間以下							360時間超							平均 （時 間： 分）	
		計	100時 間以 下	100時 間超 150時 間以 下	150時 間超 200時 間以 下	200時 間超 250時 間以 下	250時 間超 300時 間以 下	300時 間超 330時 間以 下	330時 間超 360時 間以 下	360時 間超 400時 間以 下	400時 間超 500時 間以 下	500時 間超 600時 間以 下	600時 間超 800時 間以 下	800時 間超 1000 時間 以下	1000 時間 超		
1年の特別延長時間	合計	100.0	63.3	20.5	6.2	8.1	8.9	8.3	5.1	6.1	5.9	14.9	6.5	7.1	1.0	1.3	311:34
	360時間超400時間以下	(1.4)	81.6	11.8	5.0	9.6	12.1	28.3	5.7	9.2	2.1	8.6	6.8	0.8	—	0.1	276:51
	400時間超500時間以下	(16.9)	76.5	25.4	11.7	12.4	16.2	4.4	1.6	4.8	3.1	17.0	0.9	1.8	0.1	0.6	228:54
	500時間超600時間以下	(19.7)	70.4	25.7	6.1	5.5	9.7	10.5	6.3	6.4	4.4	12.3	7.5	3.5	0.9	1.0	279:40
	600時間超800時間以下	(42.9)	54.8	18.1	6.1	7.4	6.4	6.3	5.1	5.5	8.6	14.1	8.4	10.4	1.6	2.1	351:44
	800時間超1000時間以下	(13.8)	57.8	5.8	1.1	9.4	9.1	13.4	8.3	10.7	5.0	19.0	6.5	10.8	0.5	0.5	366:26
	1000時間超	(1.2)	16.6	4.4	1.1	0.6	—	9.9	0.2	0.4	2.6	53.1	21.1	1.5	1.2	3.9	467:31

注1）括弧内の数値は、特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1年の特別延長時間の定めがある事業場の1年の特別延長時間別の事業場割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表19）

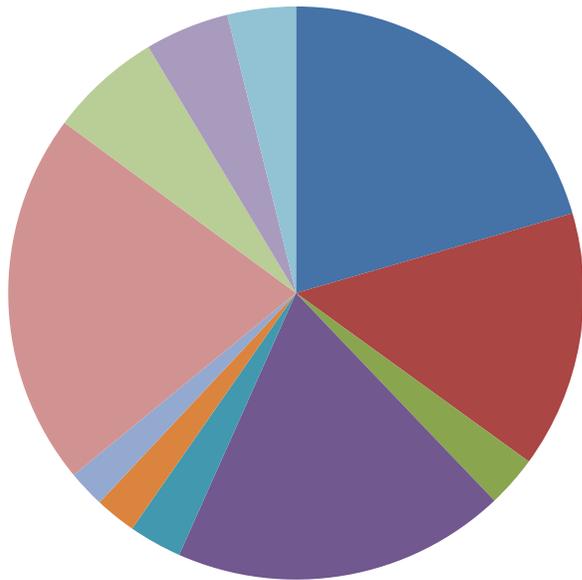
注2）1年の特別延長時間について「360時間以下」の事業場もあるが極めて少数（定めがあるうちの4.1%）であるため、割愛した。

我が国における時間外労働の現状 (参考1) 所定外労働が必要となる理由 (企業・労働者調査)

- 所定外労働が必要となる理由は、
- ・ 企業調査では、「業務量が多いため」、「仕事の繁閑の差が大きい」、「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため」が高くなっている。
 - ・ 労働者調査では、「人員が足りないため(仕事量が多いため)」、「業務の繁閑が激しいため」、「予定外の仕事が発生するため」が高くなっている。

所定外労働が必要となる理由 (企業調査)

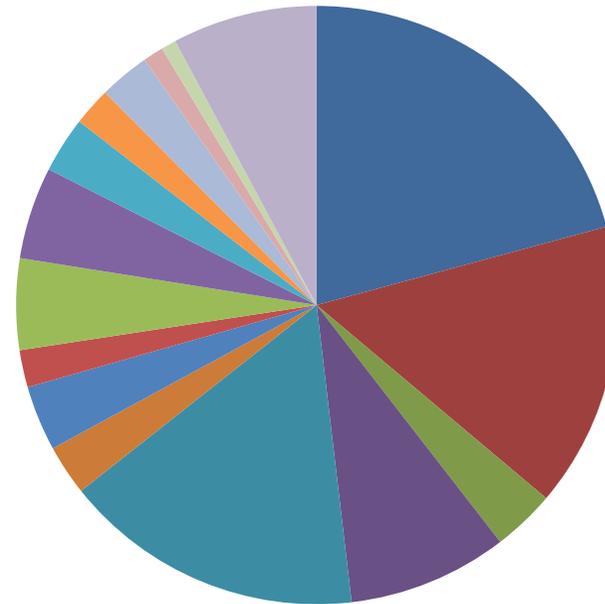
全体 (n=1743)



- 業務量が多いため
- 人員が不足しているため
- 増員を抑制しているため
- 仕事の繁閑の差が大きいため
- スケジュール管理スキルが低い
- マネジメントスキルが低い
- 労働生産性が低い
- 顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため
- 顧客の提示する期限・納期が短い
- その他
- 無回答

所定外労働が必要となる理由 (フルタイムの正社員) (労働者調査)

全体 (n=14523)



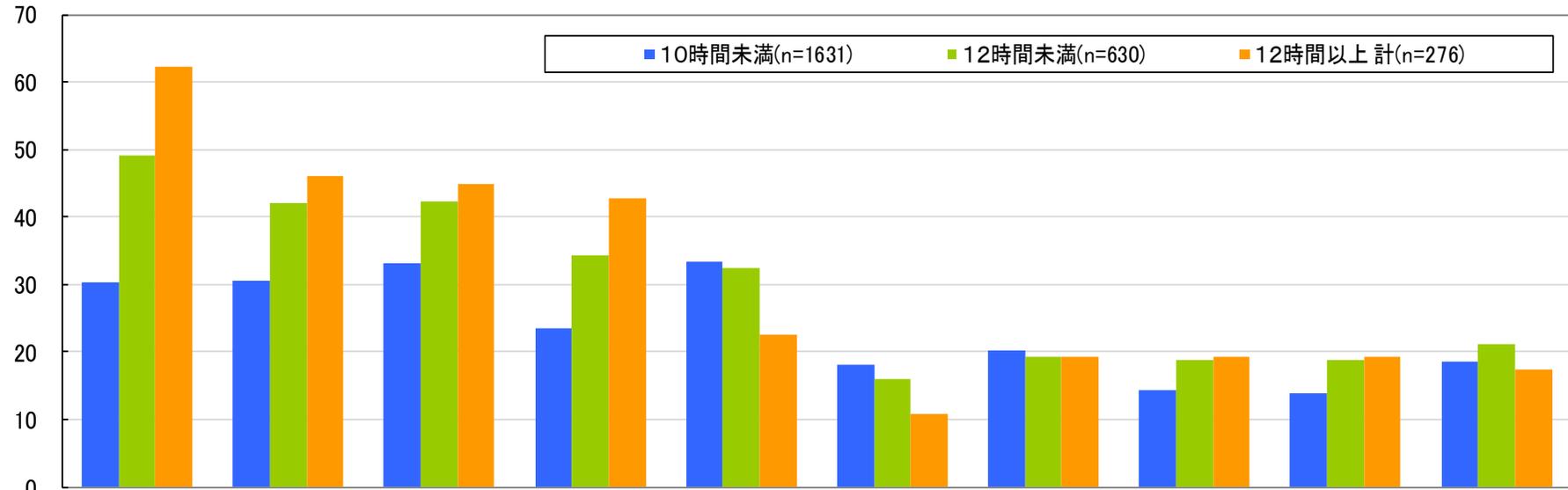
- 人員が足りないため(仕事量が多いため)
- 業務の繁閑が激しいため
- その特性上、所定外でないとできない仕事がある
- 仕事の締切や納期が短い
- 予定外の仕事が発生するため
- 後輩や同僚等の指導を担当している
- 残業を前提として仕事を指示される
- ノルマが高い
- 社員間の業務の平準化がされていない
- 会議・打ち合わせが多い
- 仕事の質を高めたい
- 自身のスケジュール管理不足
- まわりが残業しており帰りづらい
- 残業手当を増やしたい
- その他
- 残業(早出・居残り)はない

我が国における時間外労働の現状 (参考2) 長時間労働の職場の特徴

○ 労働時間が長い人は、職場の雰囲気として「一人あたりの仕事の量が多い」「突発的業務が生じやすい」「一部の人に仕事が偏りがち」「締切や納期に追われがち」と感じている。

一日の労働時間別 職場の特徴

(複数回答)【母数:正社員】

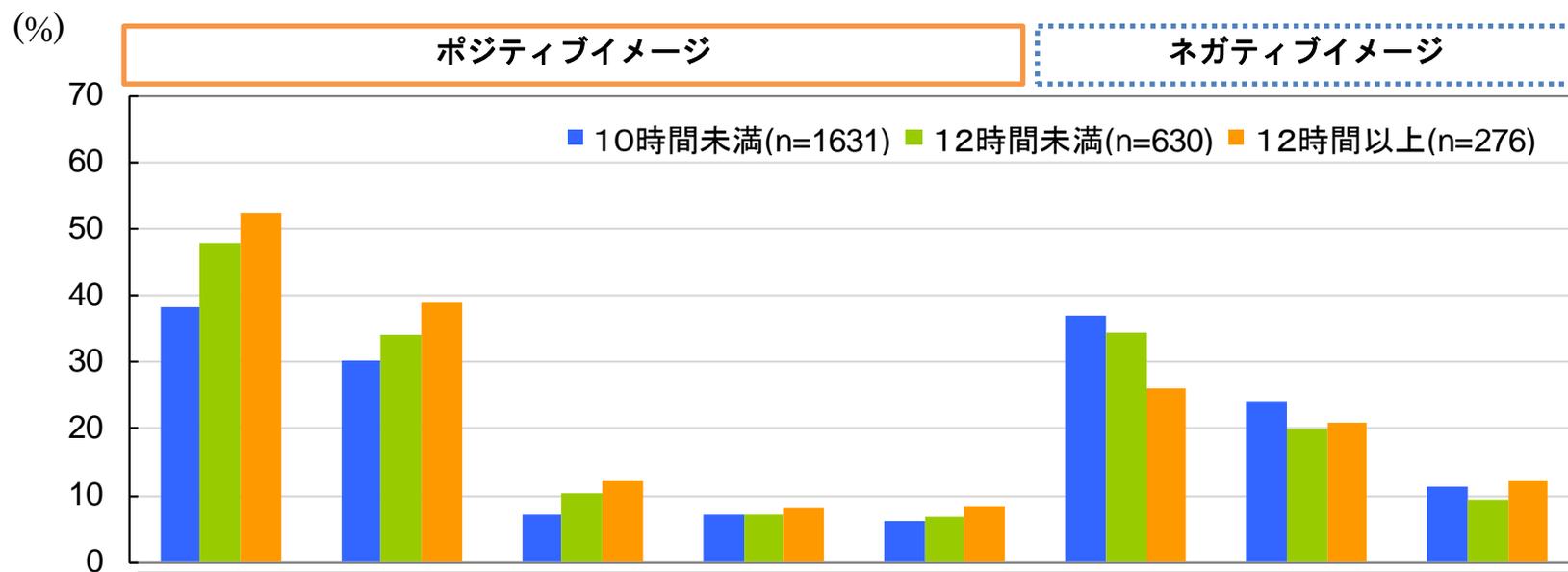


※ ■ は、10時間未満労働者に対して5%水準で有意に高い
 ※ ■ は、10時間未満労働者に対して5%水準で有意に低い

我が国における時間外労働の現状 (参考3) 長時間労働者の意識

- 労働時間が長い人ほど、上司が残業をしている人に対して「頑張っている人」「責任感が強い人」等のポジティブなイメージを持っていると考えている傾向が強い。
- 労働時間が短い人ほど、上司が残業をしている人に対して「仕事が遅い人」「残業代を稼ぎたい人」等のネガティブなイメージを持っていると考えている傾向が強い。
- 労働時間の長短が、上司の評価態度(の想定)に影響されていることがうかがわれる。

一日の労働時間別 「上司が抱いている残業をしている人のイメージ (想定) 」

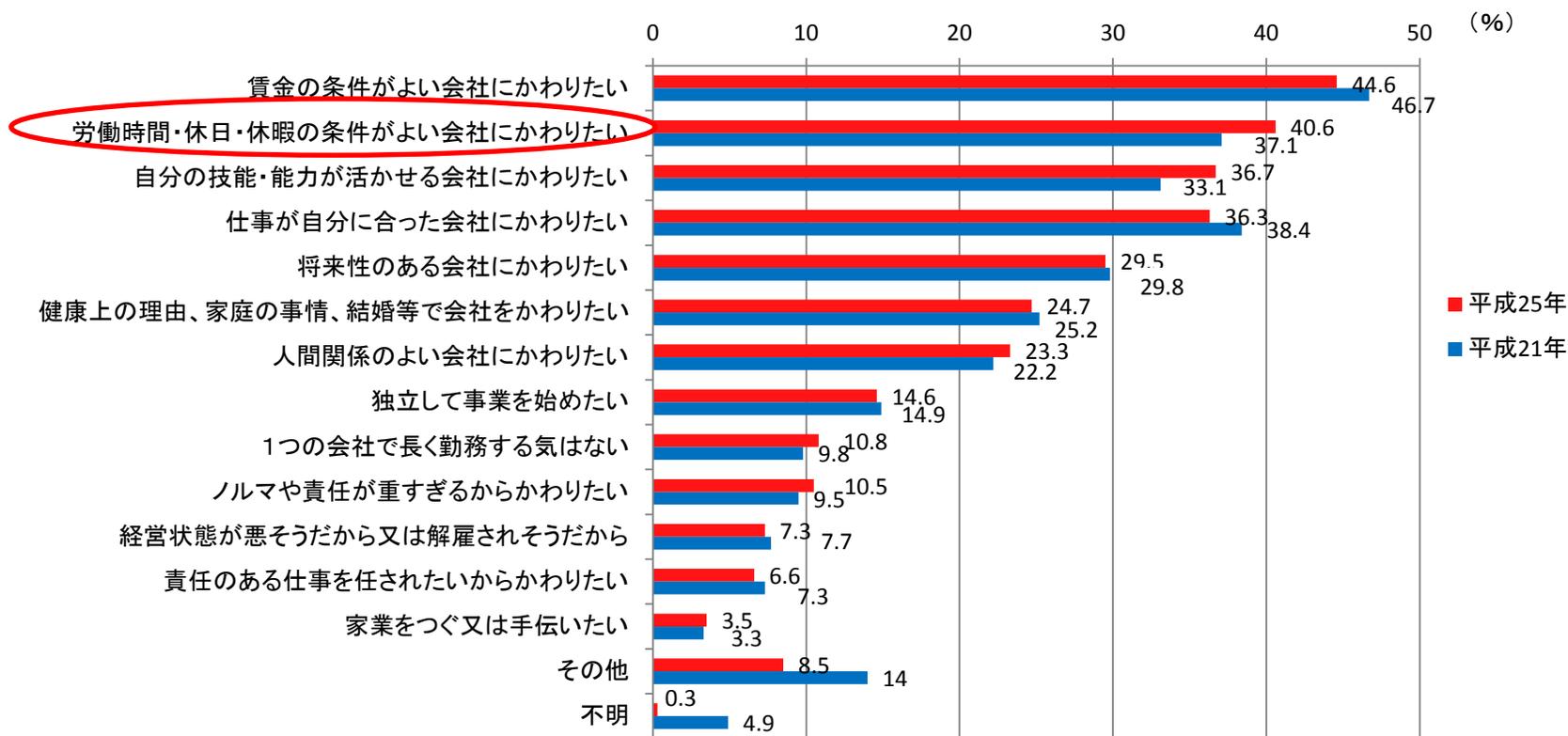


	頑張っている人	責任感が強い人	仕事ができる人	評価される人	期待されている人	仕事が遅い人	残業代を稼ぎたい人	仕事以外にやることがない人
10時間未満(n=1631)	38.4	30.4	7.1	7.0	6.1	37.1	24.2	11.2
12時間未満(n=630)	47.8	34.1	10.3	7.0	6.7	34.3	20.0	9.2
12時間以上(n=276)	52.5	38.8	12.3	8.0	8.3	26.1	21.0	12.3

(複数回答)【母数:正社員】

○ 現在の会社から定年前に転職したいと思っている若年正社員について、転職しようと思う理由(複数回答)をみると、「賃金の条件がよい会社にかわりたい」が44.6%、「労働時間・休日・休暇の条件がよい会社にかわりたい」が40.6%と高くなっている。

転職しようと思う理由別若年正社員割合(複数回答)

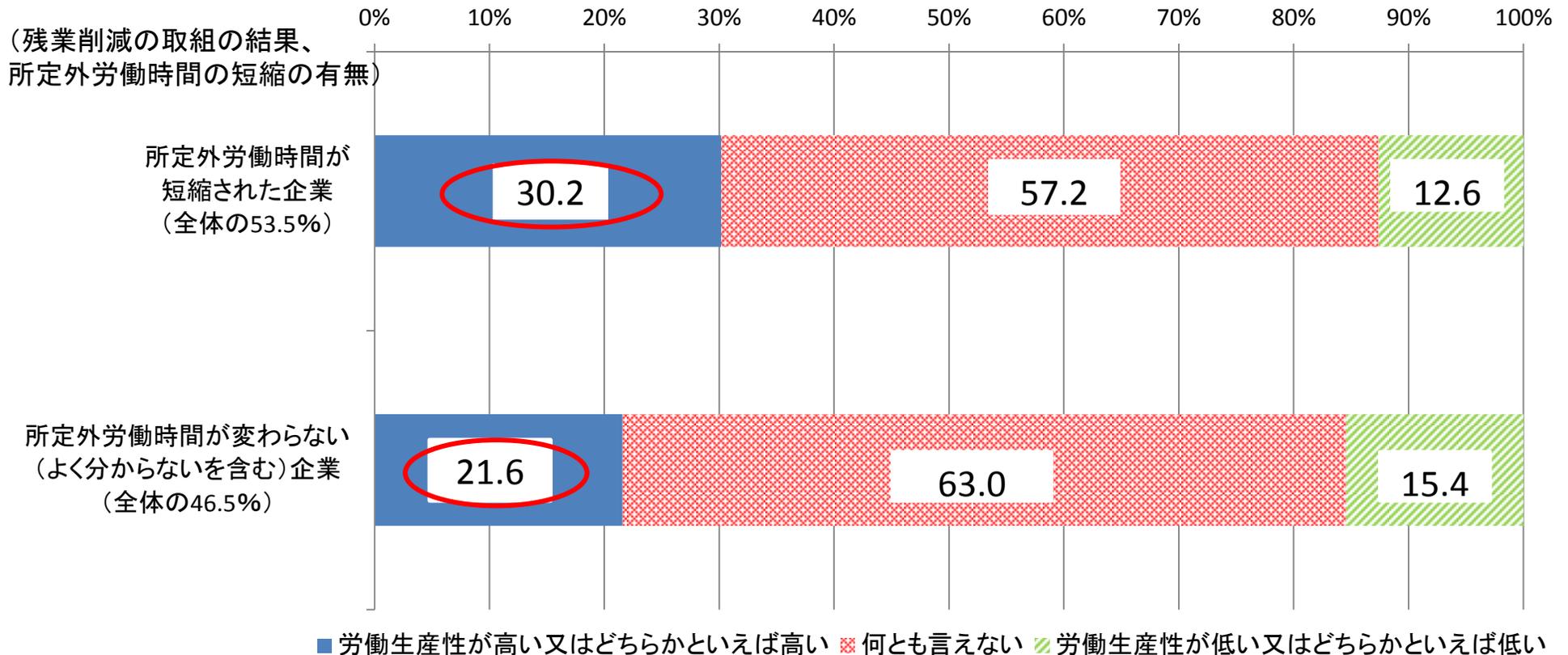


注) 定年前に転職したいと思っている若年正社員(15~34歳)を100とした割合。若年正社員全体に占める定年前に転職したいと思っている若年正社員の割合は25.7%(平成21年24.9%)。

我が国における時間外労働の現状 (参考5) 長時間労働抑制の効果 (労働生産性の向上)

◆ 残業削減の取組の結果、所定外労働時間が短縮した企業（全体の53.5%）の方が、労働生産性が同業他社に比べて高いと回答する割合がやや高い。

【所定外労働時間の短縮の有無別労働生産性の高さに関する認識】



資料出所 平成27年版労働経済白書 (独)労働政策研究・研修機構「労働時間管理と効率的な働き方に関する調査」(2015年)の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計

(注) 企業に対し「貴社の労働生産性(従業員一人当たりの付加価値)を、同業他社と比べた評価はどうか」と尋ねたもの